

徳島市都市下水路ストックマネジメント計画

徳島県徳島市
 平成31年3月
 策定 令和4年3月

① スtockマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】… 機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。(管渠(自然流下管)、躯体、機械設備など)

【時間計画保全】… 機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。(管渠(圧送管)、消火災害設備、電気設備など)

【事後保全】… 機能上、特に重要でない施設を対象とする。(仕上げ、防水、建具、金属物、建築設備、汚泥ポンプ、付帯設備など)

② 施設の管理区分の設定

1)状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
今回対象外	—	—	—

※経過年数が比較的少なく、日常の維持管理において健全であることを確認しているため、今回計画では対象外とする。

【処理施設・ポンプ施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
自動除塵機	調査は5年に1回又は日常点検等で異状が見られたとき	健全度2以下で改築を実施	
主ポンプ	調査は5年に1回又は日常点検等で異状が見られたとき	健全度2以下で改築を実施	
減速機	調査は5年に1回又は日常点検等で異状が見られたとき	健全度2以下で改築を実施	
ディーゼル機関	調査は5年に1回又は日常点検等で異状が見られたとき	健全度2以下で改築を実施	

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
今回対象外	—	—

【処理施設・ポンプ施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
電気設備	標準耐用年数の2.0倍程度	

※不具合がある場合、目標耐用年数未達でも改築とする。

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きょ施設】

管きょ

… —

【汚水・雨水ポンプ施設】

ポンプ本体

… —

【水処理施設】

送風機本体もしくは
機械式エアレーション装置

… 都市下水路に本施設は無し。

【汚泥処理施設】

汚泥脱水機

… 都市下水路に本施設は無し。

③ 改築実施計画

1) 計画期間

令和 元 年度 ～ 令和 5 年度

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区 の名称	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	布設 年度	供用 年数	対象延長 (m)	概算 費用 (百万円)	備考
—	—	—	—	—	—	—	
合計							

※記載した施設は改築候補であり、次年度の診断により変更となる可能性がある。

【処理施設・ポンプ施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場 等の名称	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	設置 年度	供用 年数	施設能力	概算 費用 (百万円)	備考
新浜ポンプ場	雨水	No.1自動除塵機	1993	28	目幅45mm× 1.5kW	71.5	電気設備含む
		No.2自動除塵機	1993	28	〃		
		1号エンジンポンプ	1972	49	φ900×105m ³ /分 ×4m	316.3	補機、電気設 備含む
		2号エンジンポンプ	1972	49	〃		
津田中央ポンプ場	雨水	エンジンポンプ	1978	43	φ800×88m ³ /分× 3m	117.3	補機、電気設 備含む
—	—	—	—	—	—	—	—
八万ポンプ場	雨水	No.1雨水ポンプ	1969	52	φ1400×240m ³ /分×3.9m	332.8	補機、電気設 備含む
合計						505.1 837.9	

備考1) 改築を実施する施設のうち、②1)において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考2) 対象施設には、改築を行う部位、施設名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について(平成28年4月1日 国水下水第109号下水道事業課長通知)」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考3) 「下水道施設の改築について(平成28年4月1日 国水下水第109号下水道事業課長通知)」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。

- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定する中長期的な計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられた場合
- ④ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑤ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑥ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑦ 合流式下水道を改善する場合

④ スtockマネジメントの導入によるコスト削減効果

概ねのコスト削減率	試算の対象時期
管路施設 — 66.00百万円/年 処理場・ポンプ場施設 272.24百万円/年 66.00百万円/年 合計 272.24百万円/年	概ね100年

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト削減額を記載する。